

# 廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（令和5年度版）

一般廃棄物の処理は地方公共団体が果たすべき重要な役割であり、廃棄物処理施設はその基幹となる施設である。廃棄物処理施設は、近年、単に衛生的な処理を担うにとどまらず、エネルギー回収施設と位置付けられるなど、その役割は高度化、多様化してきており、維持管理については高度な専門知識が必要である。

民間企業の有する高度な専門知識や技術を最大限に活用し、かつ財政的な理由からも、廃棄物処理施設の維持管理を民間に委託している事例は多いと思われる。また、施設を建設したプラントメーカーやその系列会社との随意契約ではなく、競争入札による事例も少なくない。

民間委託業務の発注においては、委託費積算の透明性、公平性、妥当性などが強く求められるのは言うまでもないが、通常の庁舎管理等と異なり、廃棄物処理施設の維持管理では直接の歩掛り等はなく、見積によらざるを得ない面もあることから、多くの会員都市から全国都市清掃会議に積算要領の作成についての要望があげられていた。

これを受け、平成15年に拡大技術指導委員会のもとに廃棄物処理施設維持管理業務積算要領検討会を設置し、積算要領の作成作業を進め、平成17年5月に焼却施設を対象とした廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（以下本要領）を発刊した。その後、改訂を重ね、破碎処理施設を加えた平成24年度版を発刊したところである。

その後、準拠した国土交通省建築保全業務積算基準及び同省建築保全業務積算要領の改訂や法改正がなされ、今回、公益社団法人全国都市清掃会議として令和5年度版を発刊いたします。

1. 体裁：A4版・約130ページ
2. 価格：一般価格：税込3,850円、会員価格：税込2,200円（送料は全国都市清掃会議で負担）
3. 発行：令和5年8月31日
4. 主な改訂事項等（記載のページ数は、改訂版のページ数です。）
  - 1 I編 委託の概要・起案・契約・履行管理
    - (1) 第2章1 委託計画の策定 P8  
ダイオキシン類のばく露防止対策について、要綱（名称）が改正されたので記載を改めた。
    - (2) 第3章6（2）総合評価一般競争入札 P15  
総合評価一般競争入札について追記した。
    - (3) 第3章14発注（契約書の取交し） P17  
瑕疵担保責任を契約不適合責任に改めた。
    - (4) 第5章参考資料（各資料共通） P25～P50  
元号変更に伴い、日付記入箇所の表記を修正している。
    - (5) 第5章参考資料2 委託関連書類一覧表 P35  
監督職員を監督員に、甲を発注者に改めた。
  - 2 II編 積算・委託歩掛
    - (1) 第1章1（4）⑥消費税相当額 P51  
消費税率変更に伴い、記載を改めた。
    - (2) 第1章2（2）共通費（諸経費）の算定 P53  
直接物品費、業務管理費、一般管理費等について、国土交通省建築保全業務積算基準及び同省建築保全業務積算要領に準拠している旨を明記した。
    - (3) 第1章2（3）直接物品費の算定・（4）業務管理費の算定・（6）一般管理費等の算定 P53～P57  
国土交通省建築保全業務積算基準及び同省建築保全業務積算要領の改定に伴い、経費の内容及び経費率等の記載を改めた。
    - (4) 第1章2（5）技術経費の算定 P55  
算定式について、分かりやすくなるように表記を改めた。また、資格名称について、新しいものに記載を改めた。
    - (5) 第2章2 業務委託標準歩掛 P63～P73  
廃棄物処理施設維持管理業務積算例について、労務単価、経費率、消費税率の変更に伴い、記述や計算例を変更している。また、技術経費率についての説明を追記した。
  - 3 III編 仕様書
    - (1) 2第1章第1条（2）履行期間 P102  
元号変更に伴い、日付記入箇所の表記を修正している。
    - (2) 2第1章第3条 P103  
個人情報に留意し、記載を改めた。
    - (3) 2第1章第4条 P103～P104  
資格名称について、新しいものに記載を改めた。また、ボイラー・タービン主任技術者を追記した。
    - (4) 2第1章第6条 P104  
業務従事者の変更について、労働関係法に関する誤解が生じないように表記を改めた。
    - (5) 別紙1 4（2）材料試験 P108～P109  
化学成分の規定値、物理的性質1について一部の項目を修正した。
    - (6) 別紙2 1 大気 P111  
水銀の排出基準値を追記した。また、一酸化炭素について30ppmが4時間平均である旨を明記し、1時間平均値を追記した。
  - 4 その他
    - (1) 1～4のほか、レイアウト、フォント、誤字、表現等を改めた。
    - (2) 法令の名称、要綱の名称、資格の名称、団体名等について、変更されたものの記載を改めた。
    - (3) 引用している法令や要綱等の条文は、改正に留意されたい。